

平成 29 年度

『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上
の諸課題に関する調査』

- 暴力行為
- いじめ
- 長期欠席（不登校等）
- 高等学校中途退学

※いじめ、長期欠席については長野県調査を含む



しあわせ信州

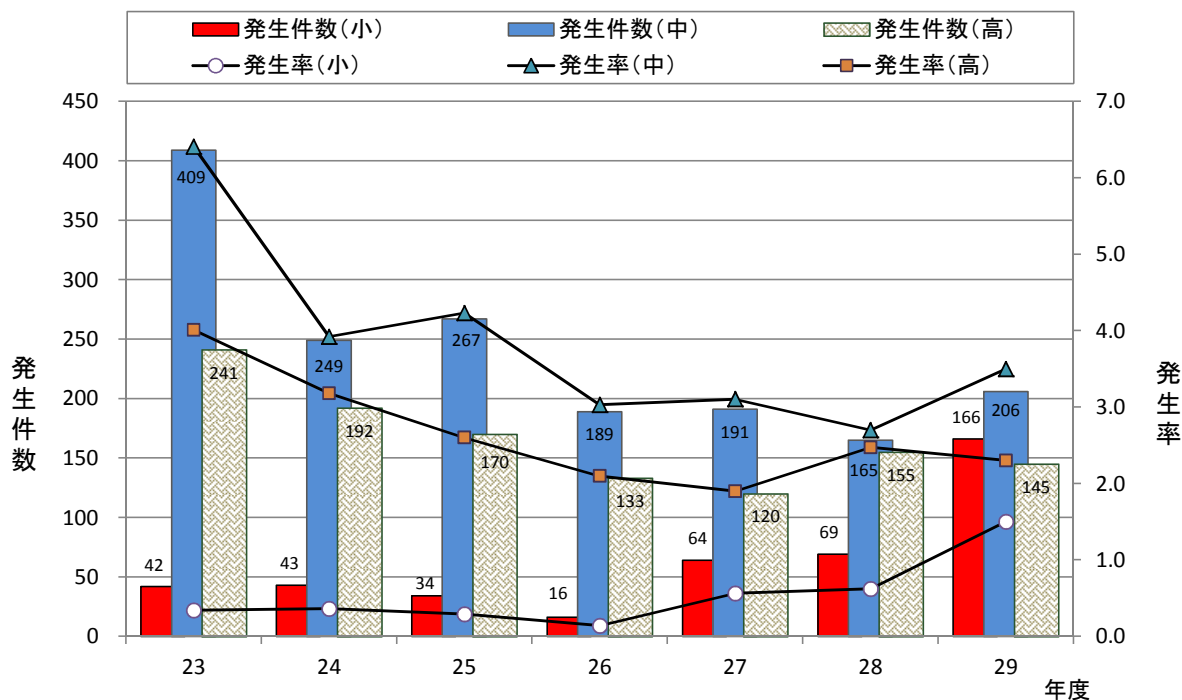
平成 30 年 11 月

心の支援課

平成29年度 暴力行為の状況について
(国公立・小中高等学校)

心の支援課

1 校種別発生件数及び発生率の推移



年度		23	24	25	26	27	28	29
小学校	発生件数(件)	42	43	34	16	64	69	166
	前年度増減	26	1	▲9	▲18	48	5	97
	発生率	0.3	0.4	0.3	0.1	0.6	0.6	1.5
中学校	発生件数(件)	409	249	267	189	191	165	206
	前年度増減	▲87	▲160	18	▲78	2	▲26	41
	発生率	10.9	10.7	11.3	10.1	9.5	8.8	8.5
高等学校	発生件数(件)	241	192	170	133	120	155	145
	前年度増減	▲29	▲49	▲22	▲37	▲13	35	▲10
	発生率	2.8	2.8	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8
合計	発生件数(件)	692	484	471	338	375	389	517
	前年度増減	▲90	▲208	▲13	▲133	37	14	128
	発生率	4.0	4.1	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8

- (注) 1 調査名：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
 3 平成29年度調査対象校：県内国公立・小中高等学校675校
 4 発生率：児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数（暴力行為発生件数/全児童生徒数×1,000）

・県内国公立の小中高等学校の児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、小学校166件(前年度比97件増)、中学校206件(前年度比41件増)、高等学校145件(前年度比10件減)である。

2 校種別・内容別件数

[単位:件]

校種	内容			対教師暴力			生徒間暴力			対人暴力			器物損壊			合計		
	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29	27	28	29
小学校	7	15	25	30	45	118	2	1	2	25	8	21	64	69	166			
中学校	27	14	20	104	115	115	5	1	3	55	35	68	191	165	206			
高等学校	6	10	9	80	67	89	8	13	4	26	65	43	120	155	145			
計	40	39	54	214	227	322	15	15	9	106	108	132	375	389	517			

(注) 器物損壊は、校内のみを集計

・形態別は、「対教師暴力」が54件(前年度比15件増)、「生徒間暴力」が322件(前年度比95件増)、「対人暴力」が9件(前年度比6件減)、「器物損壊」が132件(前年度比24件増)となっている。

3 現状と取組の方向性

(1) 現状

- ・発生件数は、小学校・中学校が増加し、高等学校が減少
- ・内容別では「対教師暴力」「生徒間暴力」「器物破損」が増加
- ・いじめの認知件数の増加とともに、生徒間暴力として計上されることが増加
- ・県の発生率は国の発生率に比べて低い
- ・校種別の発生率では、国の発生率に比べ、小学校・中学校は低く、高等学校は高い

(2) 取組の方向性

暴力行為は、「いかなる理由からも認められない、許されない行為である」と暴力を明確に否定し、「暴力は人権の侵害であり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有し、学校における一致協力した取組をすすめる。

① より深い児童生徒理解と信頼関係の構築

- ・本人の特性の理解と問題行動のサインをつかむための児童生徒との信頼関係の構築

② 人権感覚・規範意識を育てるための教育活動の充実

- ・公正・公平、遵法精神、公德心、相互理解などをテーマに取り入れた道徳教育の充実
- ・スクールサポーターなど地域人材を活かした非行防止教室の実施
- ・地域での体験活動やボランティア活動等による自己有用感の醸成

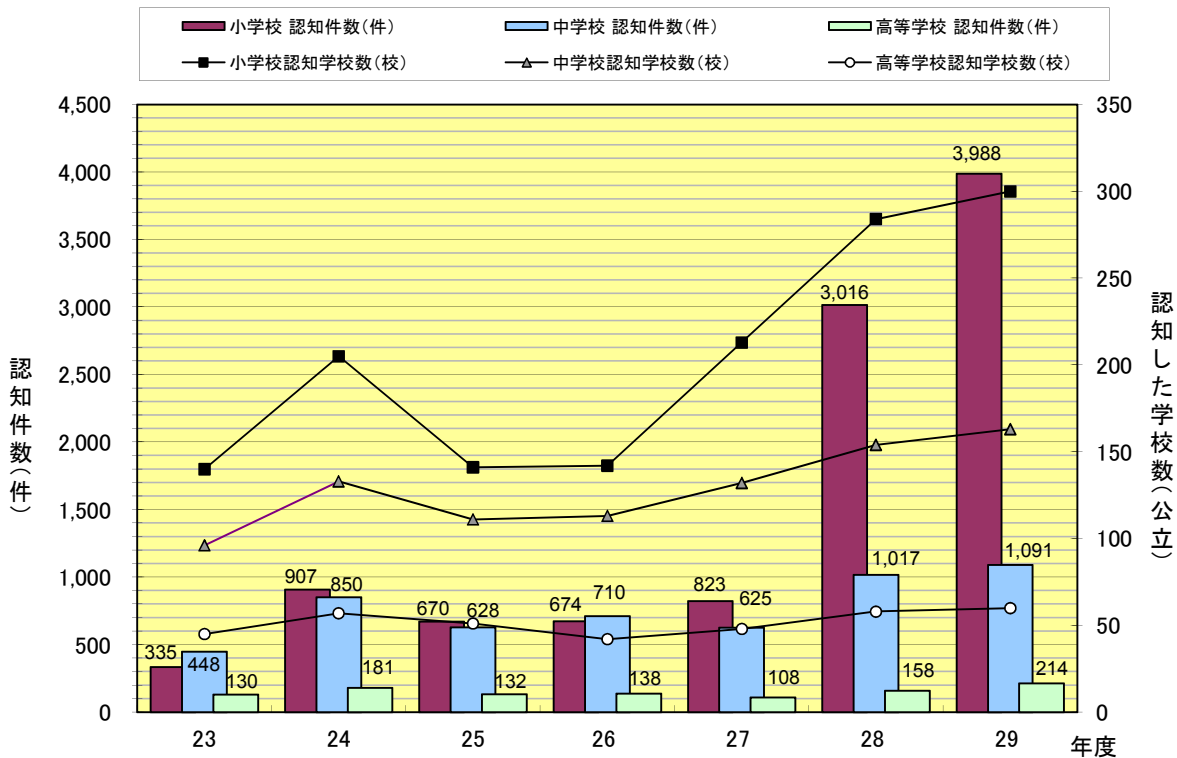
③ 教育相談体制の充実による暴力行為の前兆の発見や早期対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
- ・校内における指導方針の共有と指導体制の確立
- ・日頃から、家庭、地域、関係機関(警察、児童相談所、保護観察所、家庭裁判所等)との一層の連携の促進

平成29年度 いじめの状況について

心の支援課

1 校種別認知件数及び認知した学校数の推移(国公立・小中高特別支援学校)



年度		23	24	25	26	27	28	29
小学校	認知した学校数(公立)	140	205	141	142	213	284	300
	認知件数(件)	335	907	670	674	823	3,016	3,988
	前年度増減(件)	▲77	572	▲237	4	149	2,193	972
中学校	認知した学校数(公立)	96	133	111	113	132	154	163
	認知件数(件)	448	850	628	710	625	1,017	1,091
	前年度増減	▲37	402	▲222	82	▲85	392	74
高等学校	認知した学校数(公立)	45	57	51	42	48	58	60
	認知件数(件)	130	181	132	138	108	158	214
	前年度増減(件)	▲38	51	▲49	6	▲30	40	56
特別支援学校	認知した学校数(公立)	1	5	7	5	7	6	8
	認知件数(件)	1	22	25	23	11	23	36
	前年度増減(件)	▲1	21	3	▲2	▲12	12	13
合計	認知した学校数(公立)	282	400	310	302	400	502	531
	認知件数(件)	914	1,960	1,455	1,545	1,567	4,214	5,329
	前年度増減(件)	▲153	1,046	▲505	90	22	2,647	1,115
1,000人あたりの認知件数(件)	県	3.7	8.0	5.9	6.3	6.5	17.8	22.8
	全国	5.0	14.3	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9

- (注) 1 調査名：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
：長野県調査「平成29年度いじめの状況調査」
2 高等学校においては、平成25年度から全日制・定時制課程に加え、通信制課程を調査対象とした。
3 平成29年度調査対象校：県内国公立、小中高特別支援学校計714校

・平成28年度調査より新たに「けんかやふざけ合い」も児童生徒の感じる被害性に着目、認知することになった。心身の発達段階で友人との遊びや学習活動の中で衝突を繰り返し、折り合いをつけていくことを体験することの多い小学校での認知件数が増加してきている。
・国・公・私立の小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は、小学校3,988件(前年度比972件増)、中学校1,091件(前年度比74件増)、高等学校214件(前年度比56件増)、特別支援学校36件(前年度比13件増)である。

2 いじめ認知件数の学年・男女別内訳(公立)

[単位:件]

	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計			
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	計	
小学校	435	316	400	343	339	252	403	278	364	282	316	243	2,257	1,714	3,971	
中学校	326	229	190	153	88	92							604	474	1,078	
高等学校	63	53	33	18	13	18							109	89	198	
特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	中学部	0	0	0	0	0	0							0	0	0
	高等部	13	2	6	4	8	2							27	8	35
合 計													2,998	2,285	5,283	

3 いじめ発見のきっかけ(公立)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	全国
本人からの訴え	1,273	321	100	9	1,703	32.2	18.0
アンケート調査などの学校の取組により発見	1,107	301	25	0	1,433	27.1	52.8
本人の保護者からの訴え	567	177	24	3	771	14.6	10.2
学級担任が発見	552	101	9	22	684	13.0	11.1
他の児童生徒からの情報	267	70	17	1	355	6.7	3.4
学級担任以外の教職員が発見	76	59	10	1	146	2.8	2.3
他の保護者からの情報	96	21	7	0	124	2.4	1.4
養護教諭が発見	17	17	5	0	39	0.7	0.4
学校以外の関係機関からの情報	9	8	0	0	17	0.3	0.2
地域の住民からの情報	5	1	0	0	6	0.1	0.1
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	1	2	1	0	4	0.1	0.2
その他(匿名による投書など)	1	0	0	0	1	0.0	0.1
計	3,971	1,078	198	36	5,283	100	100

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

4 いじめの態様(複数回答)(公立)

[単位:件、%]

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計(件)	構成比%	
						県	全国
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,284	706	103	18	3,111	58.9	62.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	914	178	27	6	1,125	21.3	21.0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	498	158	15	0	671	12.7	14.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	243	59	17	1	320	6.1	7.6
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	229	71	20	2	322	6.1	5.8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	208	49	7	7	271	5.1	5.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	20	82	45	6	153	2.9	3.0
金品をたかられる。	27	13	4	0	44	0.8	1.2
その他	190	37	9	1	237	4.5	4.2
計	4,613	1,353	247	41	6,254	118.4	125.0

(注) 構成比については、各区分における「いじめ認知件数の総数」に対する割合を示す。

5 いじめの現在の状況(国公私立・小中高特別支援学校)

[単位:件、%]

区 分	件 数	構成比%	
		県	全国
解消しているもの*	4,674	87.7	85.8
解消に向けて取り組み中	638	12.0	13.9
その他(保護者の転居等で一定の人間関係が解消)	17	0.3	0.3
計	5,329	100.0	100.0

* 解消しているもの…3ヶ月を目安とした相当期間いじめの行為が止んでいる状態

・学年別のいじめの認知件数は、小学校1年生、小学校2年生の順に多い。男女別では小学校1年生男子、小学校4年生男子の順に多い。

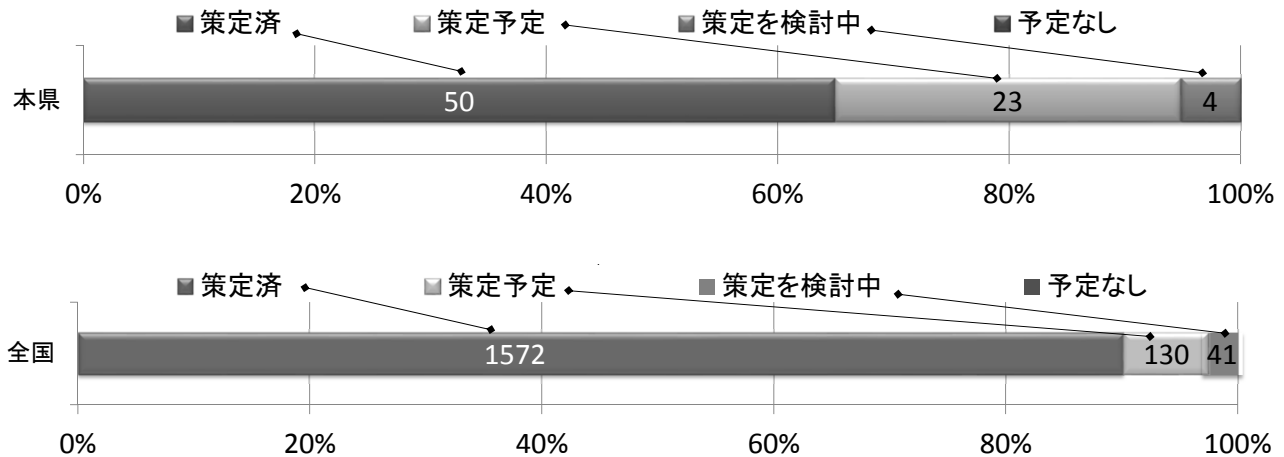
・いじめ発見のきっかけでは、「本人からの訴え」32.2%、「アンケート調査など学校の取組により発見」27.1%の順に多い。

・いじめの態様では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」58.9%、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」21.3%の順に多い。

・いじめの現在の状況では、87.7%が解消されている。

6 「地方いじめ防止基本方針」策定状況 (県内77市町村 H30年3月31日現在)

棒グラフ内の数は市町村数を示す



・「地方いじめ防止基本方針」を策定済みの市町村は50市町村(64.9%)。前年度比11市町村増。

・国(90.2%)に比べ、低い策定率である。

7 現状と取組の方向性

(1) 現状

- ・ いじめの認知件数、認知校数は、すべての校種において増加
- ・ いじめ防止対策推進法に則ったいじめの積極的な認知が進み、認知件数は 1,115 件増加

(2) 取組の方向性

いじめは「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」ととらえ、『長野県いじめ防止等のための基本方針』（平成 30 年 3 月改定）に基づき、いじめの積極的認知を進めて、いじめ解決のため適切に対処する。

① いじめが起きにくい・いじめを許さない集団づくり（未然防止の取組）

- ・ 道徳の特別教育化の趣旨を踏まえた、いじめ防止教育の徹底
- ・ 児童会・生徒会活動等による児童生徒の自主的・主体的取組の推進（いじめ防止子どもサミット NAGANO）
- ・ インターネット利用における情報モラル教育や生徒による自主的なルールづくりの推進（高校生 ICT カンファレンス長野）

② いじめが重大な事態に発展することを防ぐ（早期発見・早期対応の取組）

- ・ 積極的ないじめの認知と、組織による適切な対応を継続
 - ※重大な事態に発展しないよう、すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」における「いじめの定義」を再確認し、軽微ないじめであっても積極的に把握し、初期対応に心がける
 - ※学級担任だけでなく複数の職員の目で見守る校内体制の整備を推進
- ・ 相談しやすい体制の充実
 - ※「スクールカウンセラー事業」の拡充による予防的な支援および学校外で相談を受ける体制の検討
 - ※「SOS の出し方に関する教育」の推進
 - ※SNS（LINE 等）の活用により、「相談したい気持ち」に応える相談体制の本格実施

③ 「重大事態」への対応

- ・ いじめの「重大事態」が疑われるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文科省）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月文科省）に基づく適切な対応
- ・ 被害（加害）児童生徒及びその保護者に対するきめ細やかな支援（指導・助言）

④ 各自治体における「地方いじめ防止基本方針」の策定の推進

- ・ 各自治体は「いじめ防止基本方針」を策定し、その地域の実情に応じ適切な対応を進めていく
- 県は策定が進んでいない自治体に対し、今後も指導助言を行う

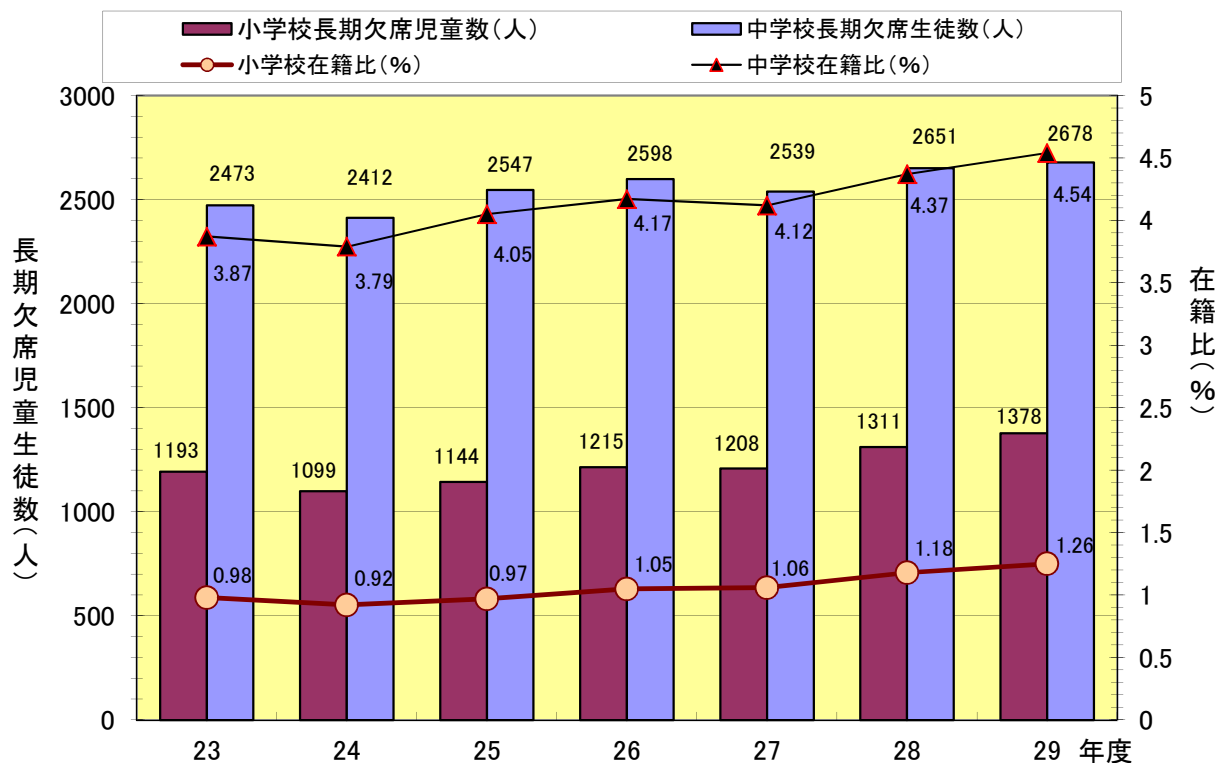
平成29年度 長期欠席の状況について

心の支援課

1 長期欠席(年間30日以上欠席)児童生徒数及び在籍比の推移(国公立・小中学校)

28年度調査までは欠席理由が二つ以上ある(例えば「病気」と「不登校」)者は、長期欠席の区分「その他」に分類したが、29年度調査から、欠席理由が二つ以上ある場合、主な理由を一つ選び、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」(家庭の事情等)のいずれかに分類するよう変更になった。

長期欠席の状況の実態を把握することにより支援等につなげていくため、主たる理由を明確にするようになった。



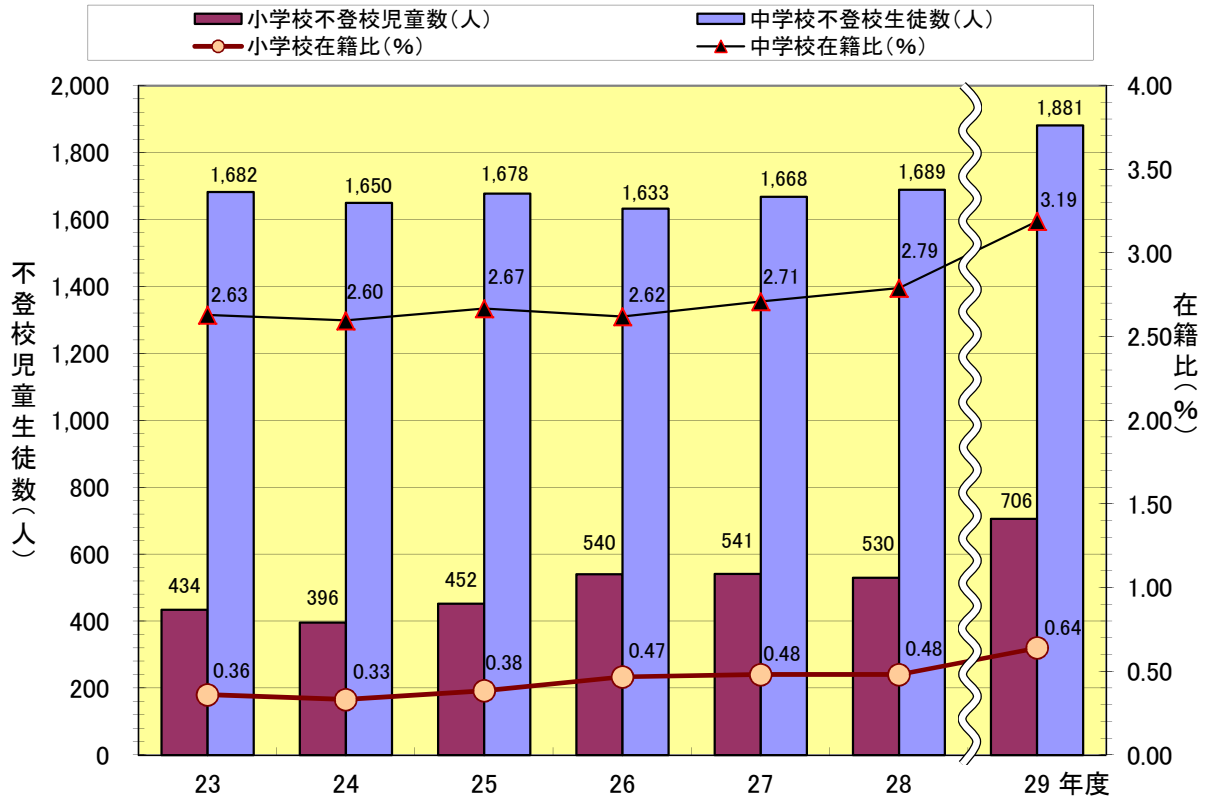
		年度	23	24	25	26	27	28	29	
小学校	合計(人)		1,193	1,099	1,144	1,215	1,208	1,311	1,378	
	前年度増減		▲69	▲94	45	71	▲7	103	67	
	内訳(人)	病気						259	275	274
		経済的理由						0	0	0
		不登校		434	396	452	540	541	530	706
		その他						408	506	398
	在籍比	県(%)		0.98	0.92	0.97	1.05	1.06	1.18	1.26
全国(%)			0.79	0.80	0.83	0.88	0.96	1.03	1.12	
中学校	合計(人)		2,473	2,412	2,547	2,598	2,539	2,651	2,678	
	前年度増減		▲90	▲61	135	51	▲59	112	27	
	内訳(人)	病気						440	429	483
		経済的理由						1	0	0
		不登校		1,682	1,650	1,678	1,633	1,668	1,689	1,881
		その他						430	533	314
	在籍比	県(%)		3.87	3.79	4.05	4.17	4.12	4.37	4.54
全国(%)			3.42	3.42	3.55	3.61	3.79	4.06	4.31	

(注) 1 調査名：文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

：長野県調査「長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」

2 調査対象：県内国公立・小中学校569校

2 不登校児童生徒数及び在籍比の推移(国公立・小中高等学校)



年度		23	24	25	26	27	28	29
小学校	人数(人)	434	396	452	540	541	530	706
	前年度増減	▲ 64	▲ 38	56	88	1	▲ 11	176
	在籍比							
	県(%)	0.36	0.33	0.38	0.47	0.48	0.48	0.64
全国(%)	0.33	0.31	0.36	0.39	0.42	0.47	0.54	
中学校	人数(人)	1,682	1,650	1,678	1,633	1,668	1,689	1,881
	前年度増減	▲ 75	▲ 32	28	▲ 45	35	21	192
	在籍比							
	県(%)	2.63	2.60	2.67	2.62	2.71	2.79	3.19
全国(%)	2.64	2.56	2.69	2.76	2.83	3.01	3.25	
合計	人数(人)	2,116	2,046	2,130	2,173	2,209	2,219	2,587
	前年度増減	▲ 139	▲ 70	84	43	36	10	368
	在籍比							
	県(%)	1.14	1.12	1.18	1.22	1.26	1.29	1.53
全国(%)	1.12	1.09	1.17	1.21	1.26	1.35	1.47	
高等学校	人数(人)	646	701	674	664	703	687	648
	前年度増減	▲ 86	55	▲ 27	▲ 10	39	▲ 16	▲ 39
	在籍比							
	県(%)	1.07	1.16	1.14	1.12	1.19	1.17	1.11
全国(%)	1.68	1.72	1.67	1.59	1.49	1.46	1.51	

(注) 1 調査名: 文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2 調査対象: 県内国公立・小中高等学校684校

・不登校児童生徒数は、前年度に比べ小学校176人増加、中学校192人増加、高等学校39人減少した
 ・不登校児童生徒在籍比は、前年度に比べ小学校で0.16ポイント、中学校0.4ポイント増加、高等学校0.06ポイント減少した。

3 不登校の要因

(1) 小学校（公立）

[単位:人、%]

学校、家庭 に係る要因 〔複数回答〕	分割 別人数 (%) (人)	学校に係る状況								家庭 に係る 状況	左記 に該 当なし	
		い じ め	問 題 関 係 を め ぐ る 友 人 を 除 く	い じ め を め ぐ る 友 人 を 除 く	を 教 員 と の 問 題 関 係	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	活 動 へ の 不 適 応 部	ク ラ ブ 活 動 の 不 適 応 部			学 校 の き ま り 等 を め ぐ る 問 題
本人に係る要因	703 (100)	5 (0.7)	162 (23.0)	30 (4.3)	245 (34.9)	12 (1.7)	1 (0.1)	18 (2.6)	55 (7.8)	430 (61.2)	64 (9.1)	
本人 に係 る 要 因	「学校における人間関係」 に課題を抱えている	91 (12.9)	3	70	15	16	1		3	9	36	
	「あそび・非行」の傾向 がある	3 (0.4)	1	2		1					2	
	「無気力」の傾向がある	174 (24.8)		17	2	75	3		2	9	136	14
	「不安」の傾向がある	309 (44.0)	1	65	9	115	6	1	10	32	154	37
	「その他」	126 (17.9)		8	4	38	2		3	5	102	13

・小学校の不登校の要因を「本人に係る要因」でみると、「『不安』の傾向がある(44.0%)」と「『無気力』の傾向がある(24.8%)」で68.8%を占める。「不安」の傾向がある児童のうち、この理由として「家庭に係る状況」「学業の不振」が多い。

(2) 中学校（公立）

[単位:人、%]

学校、家庭 に係る要因 〔複数回答〕	分割 別人数 (%) (人)	学校に係る状況								家庭 に係る 状況	左記 に該 当なし	
		い じ め	問 題 関 係 を め ぐ る 友 人 を 除 く	い じ め を め ぐ る 友 人 を 除 く	を 教 員 と の 問 題 関 係	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	活 動 へ の 不 適 応 部	ク ラ ブ 活 動 の 不 適 応 部			学 校 の き ま り 等 を め ぐ る 問 題
本人に係る要因	1,853 (100)	5 (0.3)	556 (30.0)	47 (2.5)	762 (41.1)	167 (9.0)	71 (3.8)	42 (2.3)	181 (9.8)	759 (41.0)	151 (8.1)	
本人 に係 る 要 因	「学校における人間関係」 に課題を抱えている	285 (15.4)	5	236	31	61	14	19	4	17	79	7
	「あそび・非行」の傾向 がある	39 (2.1)		3		21	1	2	15	2	28	1
	「無気力」の傾向がある	528 (28.5)		72	6	298	39	14	7	28	270	37
	「不安」の傾向がある	786 (42.4)		220	9	330	102	31	14	113	242	78
	「その他」	215 (11.6)		25	1	52	11	5	2	21	140	28

・中学校の不登校の要因を「本人に係る要因」でみると、「『不安』の傾向がある(42.4%)」と「『無気力』の傾向がある(28.5%)」で70.9%を占める。「不安」の傾向がある生徒のうち、この理由として「学業の不振」「家庭に係る状況」が多い。

(3) 高等学校（公立）

[単位:人、%]

学校、家庭に係る要因 〔複数回答〕	分類別人数(人) 割合(%)	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし	
		いじめ	人間関係をめぐる友	いじめを除く	を教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動への不適応	学校のきまり等をめぐる問題			適学・進級時の編入
本人に係る要因	506 (100)	2 (0.4)	116 (22.9)	5 (1.0)	136 (26.9)	99 (19.6)	20 (4.0)	17 (3.4)	46 (9.1)	108 (21.3)	120 (23.7)	
本人に係る要因	「学校における人間関係」に課題を抱えている	85 (16.8)	2	65	3	10	6	6	6	5	6	2
	「あそび・非行」の傾向がある	17 (3.4)		2		8	4		4	1	5	6
	「無気力」の傾向がある	120 (23.7)		15	1	49	20		4	15	24	32
	「不安」の傾向がある	199 (39.3)		31	1	63	65	10	2	19	39	44
	「その他」	85 (16.8)		3		6	4	4	1	6	34	36

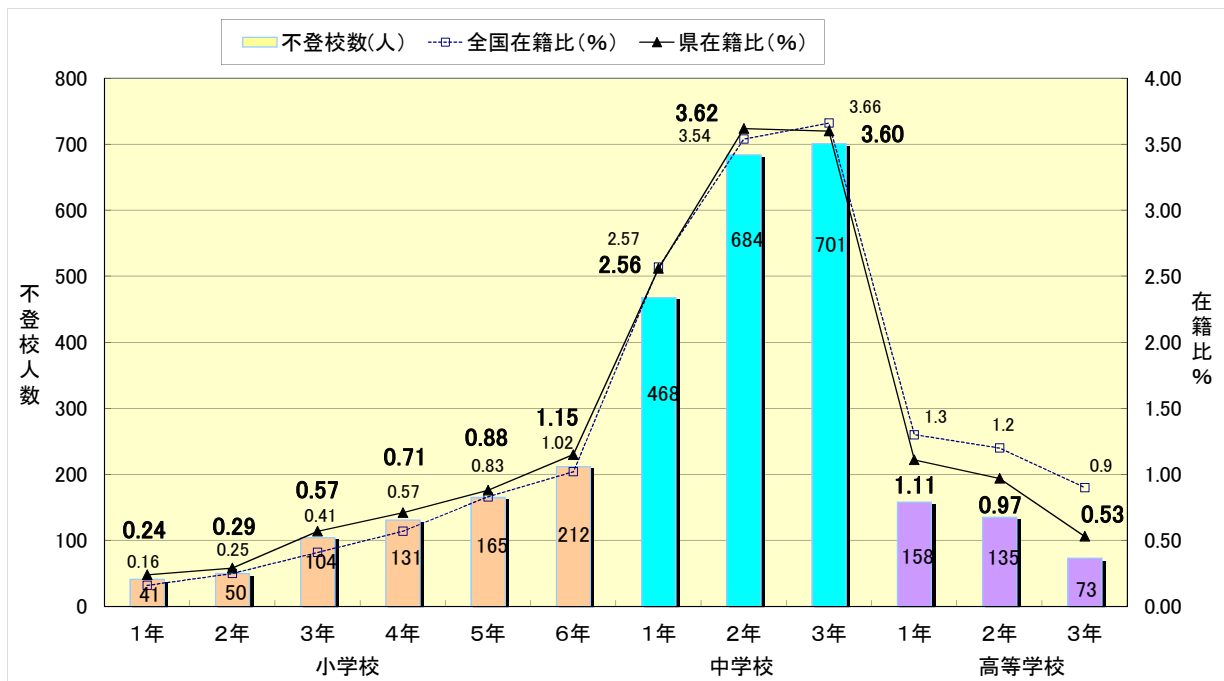
・高等学校の不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『不安』の傾向がある(39.3%)」と「『無気力』の傾向がある(23.7%)」で63.0%を占める。「不安」の傾向がある生徒のうち、この理由として「進路に係る不安」「学業の不振」が多い。

(注1) 調査名:長野県調査「平成29年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」、「平成29年度生徒在籍動向等調査」その③

(注2) 調査対象:県内公立小中高等学校651校

(注3) 「学校、家庭に係る要因(区分)」については複数回答。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。なお、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は「左記に該当なし」を選択。

4 小中高等学校における学年別不登校児童生徒数と在籍比（公立）



(注1) 調査名: (注1) 調査名:長野県調査「平成29年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」、「平成29年度生徒在籍動向等調査」その③

2 調査対象:県内公立小中高等学校651校 高等学校の4年生、単位制の人数は除く

3 学年在籍比(%) = 学年不登校児童生徒数 / 学年児童生徒数 × 100

- ・不登校児童生徒数では、小学校では6年生が最も多く、中学校で3年生が最も多くなっている。
- ・不登校在籍比では、小学校では6年生が最も高く、中学校で2年生が最も高くなっている。
- ・高等学校では、学年が上がるにつれて、不登校数及び在籍比が減少している。

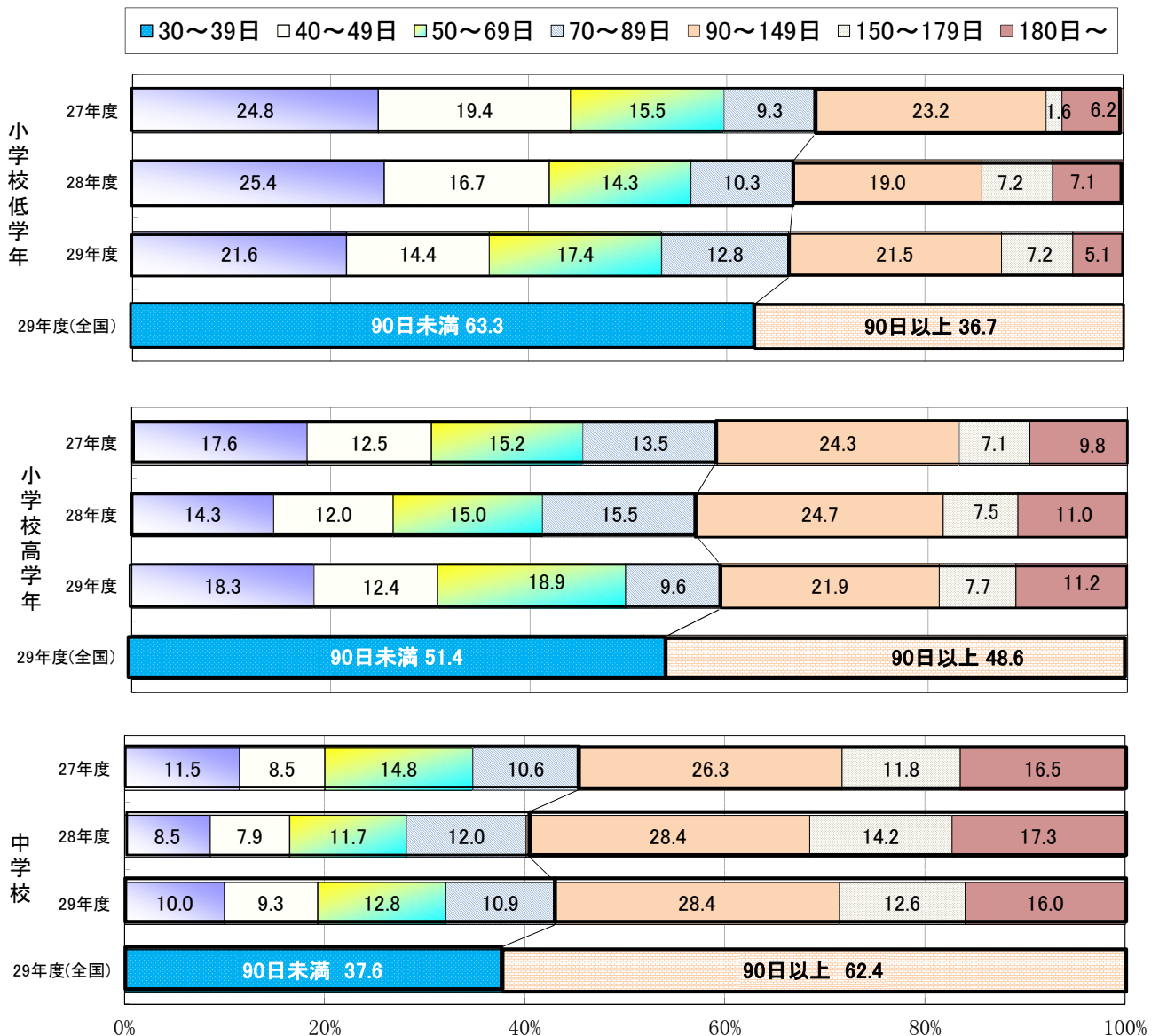
5. 児童生徒の欠席状況

(1) 不登校児童生徒欠席状況(国公立・小中学校)

		不登校	A			D 県長期 欠席者数
			うち、90日以上 欠席している者	B うち、出席日数が 10日以下の者	C うち、出席日数が 0日の者	
小学校	県人数(人)	706	274	39	12	1,378
	県割合(%)	(51.2)	(19.9)	(2.8)	(0.9)	
	全国割合(%)	(48.3)	(22.0)	(3.3)	(1.3)	
中学校	県人数(人)	1,881	1,073	160	36	2,678
	県割合(%)	(70.2)	(40.1)	(6.0)	(1.3)	
	全国割合(%)	(75.4)	(47.1)	(9.5)	(3.0)	
小中合計	県人数(人)	2,587	1,347	199	48	4,056
	県割合(%)	(63.8)	(33.2)	(4.9)	(1.2)	
	全国割合(%)	(66.4)	(38.7)	(7.4)	(2.4)	

(注)割合(%)は、長期欠席者数におけるA～Dの割合。[A/D(%), B/D(%), C/D(%)]は、国と同様の計算方法。

(2) 平成27年度～29年度 不登校児童生徒 欠席日数別構成比(公立)

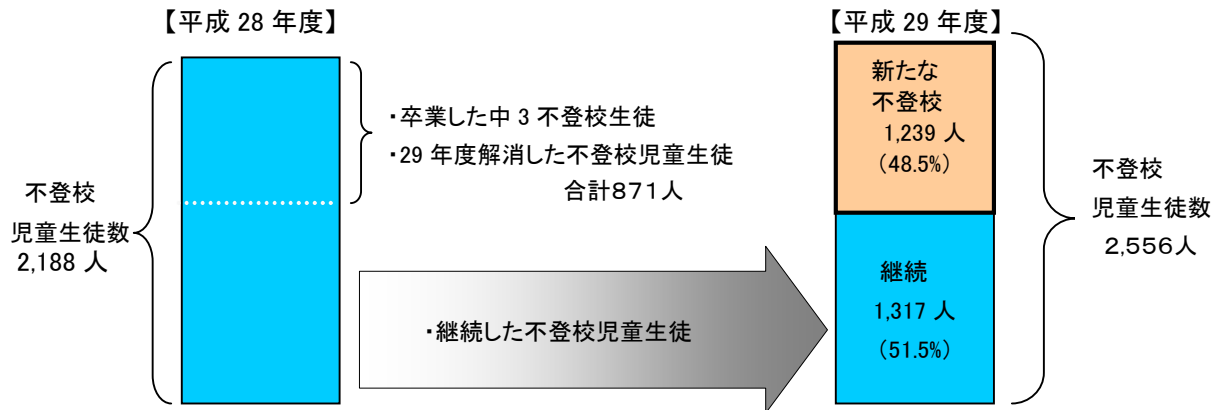


(注)調査名:長野県調査「平成29年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」

(注)国のグラフは国公立を合わせた値

6. 継続・新規不登校児童生徒数(公立)

＜図1：不登校児童生徒数の構成＞



＜表1 小中学校における継続・新規不登校児童生徒数の推移＞

(単位:人、%)

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	5年間平均
小学校	不登校児童数(A+B)	448	533	537	526	703	549
	前年度から継続している不登校数 (A)	124	151	234	252	280	208
	(構成比)	27.7%	28.3%	43.6%	47.9%	39.8%	37.9%
	新たな不登校児童数 (B)	324	382	303	274	423	341
	(構成比)	72.3%	71.7%	56.4%	52.1%	60.2%	62.1%
中学校	不登校生徒数(A'+B')	1,646	1,605	1,640	1,662	1,853	1,681
	前年度から継続している不登校数 (A')	874	732	922	950	1,037	903
	(構成比)	53.1%	45.6%	56.2%	57.2%	56.0%	53.7%
	新たな不登校生徒数 (B')	772	873	718	712	816	778
	(構成比)	46.9%	54.4%	43.8%	42.8%	44.0%	46.3%
小学校 中学校 合計	不登校児童生徒数(A''+B'')	2,094	2,138	2,177	2,188	2,556	2,231
	前年度から継続している不登校数 (A'')	998	883	1,156	1,202	1,317	1,111
	(構成比)	47.7%	41.3%	53.1%	54.9%	51.5%	49.8%
	新たな不登校児童生徒数 (B'')	1,096	1,255	1,021	986	1,239	1,120
	(構成比)	52.3%	58.7%	46.9%	45.1%	48.5%	50.2%

＜表2 学年別継続・新規不登校児童生徒数＞

(単位:人、%)

平成 29 年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学年別不登校児童生徒数	41	50	104	131	165	212	468	684	701
継続不登校児童生徒数	-	12	41	52	64	111	159	362	516
(構成比)	-	24.0%	39.4%	39.7%	38.8%	52.4%	34.0%	52.9%	73.6%
新たな不登校児童生徒数	-	38	63	79	101	101	309	322	185
(構成比)	-	76.0%	60.6%	60.3%	61.2%	47.6%	66.0%	47.1%	26.4%

(注) 1 調査名：長野県調査「平成 29 年度長期欠席児童生徒の状況報告書(年間)調査①」

2 調査対象：県内公立・小中学校 553 校

- ・平成29年度の小中学校合計における新たな不登校児童生徒数の構成比は48.5%である。(平成28年度より3.4%増)
- ・学年では、小学校2年生が76.0%、中学校では1年生が66.0%で最も高くなっている。

7 現状と取組の方向性

(1) 現状

- ・平成 29 年度長期欠席児童生徒は、小学校・中学校で増加
- ・不登校児童生徒数は小学校・中学校で増加、高等学校で減少
- ・不登校在籍比は小学校・中学校で増加、高等学校では減少

(2) 取組の方向性 ～「長野県子ども・若者支援総合計画」に基づく包括的な支援～

『不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針』（平成 30 年 3 月）に基づき、個々の不登校児童生徒（長期欠席児童生徒）の状況に応じた必要な支援を推進する。

【「新たな不登校を生まない」という視点に立った教育実践の見直し】

⇒ **安心・安全な「楽しい学校」づくり**

- ①すべての子どもにとって「自分の居場所」がある学校づくり
 - ・一人ひとりの児童生徒がよさや個性を生かして活躍できる場や機会の設定
- ②一人一人の子どもが生き生きと学ぶ授業づくり
 - ・授業のユニバーサルデザイン化により個人の持っている力が発揮できる授業
 - ・「授業がもっとよくなる 3 観点」を意識した「分かる」授業
- ③児童生徒理解の推進
 - ・子どもの立場からの客観的かつ総合的に情報を整理
 - ・組織として過去の欠席状況等の把握を徹底
- ④学校における相談体制の構築
 - ・子どもが安心して SOS を発信できる仕組み作り
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等によるスクリーニング等、早期発見・早期支援の取組
- ⑤インターネット適正利用の推進
 - ・「インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ」等活用した情報モラル教育の推進
 - ・「青少年インターネット適性利用推進協議会」による適正利用の推進

【不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実】

⇒ **それぞれの居場所での支援、「学び」の確保**

- ①個々の児童生徒に応じた支援、家庭への支援
 - ・「教育的」「心理的」「福祉的」視点からの適切な支援
 - ※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援拡充（心の支援課）
 - ※「子ども・若者支援地域協議会」での関係機関による連携した支援（次世代サポート課）
 - ※生活困窮家庭の不登校等の子どもへの学習支援（地域福祉課）
 - ※「信州子どもカフェ」での支援（こども・家庭課、次世代サポート課）

※要保護児童対策地域協議会の活用

②多様で適切な教育機会の確保

- ・ 中間教室（教育支援センター）の機能強化。中間教室からのアウトリーチを進め、地域における不登校児童生徒支援の中核的役割へ
- ・ フリースクールを運営する民間団体との情報連携（次世代サポート課、心の支援課）

③切れ目ない情報共有と支援

- ・ 関係機関との情報共有、学校間の引継ぎ
- ・ 「児童生徒理解・教育支援シート」の作成による切れ目ない情報共有

『不登校への支援について考える』（不登校への対応の手引 改訂版）の活用の推進

- ・ 自校における不登校支援の課題について整理し、児童生徒の実態にあった支援。本手引を活用し各校での研修を実施

〔資料〕 市郡別不登校児童生徒数在籍比の推移及び29年度長期欠席者数在籍比

28年度調査までは欠席理由が二つ以上ある（例えば「病気」と「不登校」）者は、長期欠席の区分「その他」に分類したが、29年度調査から、欠席理由が二つ以上ある場合、主な理由を一つ選び、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」（家庭の事情等）のいずれかに分類するよう変更になった。

心の支援課

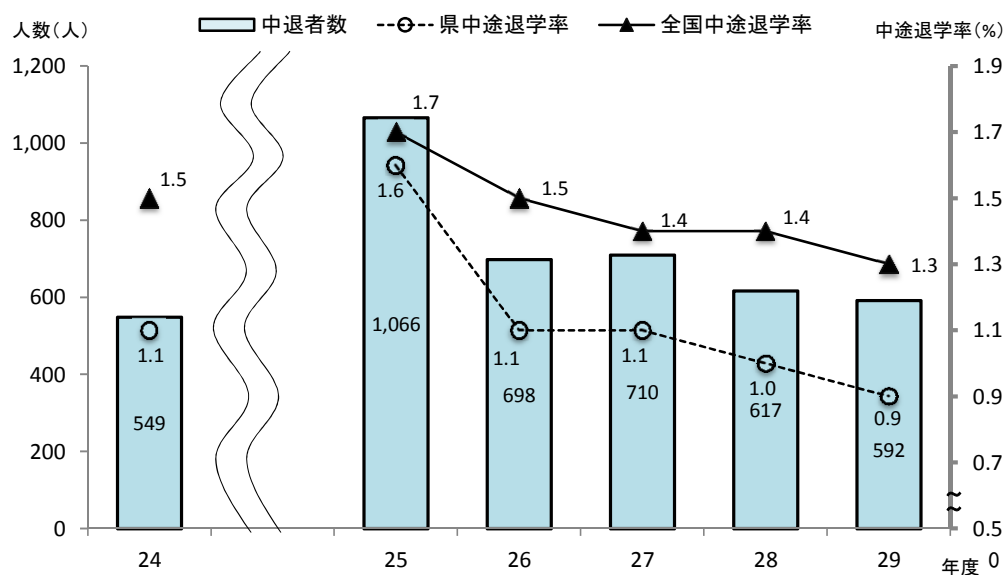
小学校 市郡別										中学校 市郡別									
番号	年度	不登校						長期欠席		番号	年度	不登校						長期欠席	
		27年度		28年度		29年度		29年度				27年度		28年度		29年度		29年度	
		人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)			人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)	人数 (人)	在籍比 (%)
1	小諸市	7	0.32	7	0.31	12	0.54	50	2.25	1	小諸市	35	2.96	44	3.87	53	4.82	81	7.36
2	佐久市	30	0.56	32	0.61	40	0.76	62	1.18	2	佐久市	55	2.07	56	2.07	96	3.61	118	4.44
3	上田市	40	0.47	41	0.49	35	0.43	110	1.34	3	上田市	130	3.00	131	3.01	128	2.99	195	4.56
4	東御市	6	0.37	4	0.25	5	0.31	12	0.75	4	東御市	23	2.62	28	3.19	25	2.94	30	3.53
5	伊那市	37	0.94	10	0.26	14	0.37	40	1.06	5	伊那市	38	1.85	41	1.99	53	2.60	73	3.58
6	駒ヶ根市	9	0.48	2	0.11	4	0.23	11	0.62	6	駒ヶ根市	24	2.36	33	3.25	31	3.19	54	5.56
7	岡谷市	1	0.04	2	0.07	13	0.50	30	1.15	7	岡谷市	12	0.82	9	0.67	37	2.83	69	5.28
8	諏訪市	12	0.45	9	0.35	8	0.31	31	1.22	8	諏訪市	28	2.07	24	1.81	16	1.27	76	6.02
9	茅野市	2	0.06	1	0.03	21	0.70	53	1.76	9	茅野市	10	0.60	8	0.49	59	3.69	89	5.57
10	飯田市	32	0.57	33	0.59	34	0.62	73	1.33	10	飯田市	70	2.27	92	3.05	88	3.02	141	4.84
11	松本市	88	0.69	87	0.68	121	0.96	166	1.32	11	松本市	235	3.70	242	3.95	258	4.34	323	5.44
12	塩尻市	14	0.40	28	0.82	20	0.58	49	1.43	12	塩尻市	38	2.09	57	3.16	45	2.57	86	4.92
13	大町市	10	0.76	7	0.57	12	1.03	14	1.20	13	大町市	19	2.49	29	3.78	44	5.99	49	6.67
14	安曇野市	23	0.44	28	0.55	33	0.66	69	1.37	14	安曇野市	93	3.24	72	2.55	76	2.78	94	3.44
15	長野市	97	0.48	75	0.38	139	0.71	221	1.13	15	長野市	328	3.24	285	2.85	312	3.17	467	4.75
16	須坂市	11	0.40	9	0.33	17	0.63	25	0.92	16	須坂市	59	3.92	42	2.82	40	2.93	61	4.46
17	中野市	8	0.33	6	0.26	12	0.52	20	0.87	17	中野市	39	2.78	42	3.15	41	3.27	49	3.91
18	飯山市	2	0.19	8	0.80	3	0.31	6	0.63	18	飯山市	6	1.03	6	1.05	11	2.05	12	2.24
19	千曲市	10	0.32	16	0.52	17	0.57	22	0.74	19	千曲市	51	2.92	50	2.89	61	3.64	69	4.11
20	南佐久郡	2	0.17	4	0.36	9	0.81	17	1.52	20	南佐久郡	12	2.31	11	2.20	3	0.66	6	1.31
21	北佐久郡	21	0.92	16	0.72	20	0.91	62	2.83	21	北佐久郡	31	2.78	39	3.62	47	4.41	68	6.38
22	小県郡	0	0.00	1	0.20	1	0.21	3	0.62	22	小県郡	2	1.33	2	1.48	(非公表)			
23	上伊那郡	20	0.43	27	0.58	25	0.54	40	0.86	23	上伊那郡	85	3.45	85	3.52	75	3.18	79	3.35
24	諏訪郡	4	0.18	12	0.54	18	0.83	42	1.94	24	諏訪郡	20	1.87	27	2.47	41	3.83	61	5.70
25	下伊那郡	22	0.64	26	0.78	31	0.95	47	1.43	25	下伊那郡	56	3.02	59	3.20	72	3.99	91	5.04
26	東筑摩郡	7	0.62	4	0.38	4	0.38	12	1.15	26	東筑摩郡	1	0.89	3	3.06	4	4.30	5	5.38
27	木曽郡	11	0.92	11	0.93	9	0.78	16	1.39	27	木曽郡	27	4.08	24	3.82	30	4.77	36	5.72
28	北安曇郡	4	0.26	7	0.46	12	0.82	24	1.64	28	北安曇郡	21	2.36	20	2.25	16	1.91	24	2.86
29	埴科郡	2	0.25	1	0.13	3	0.40	5	0.67	29	埴科郡	(非公表)							
30	上高井郡	2	0.19	4	0.39	3	0.31	4	0.41	30	上高井郡	5	0.97	7	1.34	11	2.14	11	2.14
31	下高井郡	0	0.00	1	0.11	2	0.23	9	1.03	31	下高井郡	12	2.25	14	2.64	13	2.66	16	3.27
32	上水内郡	3	0.31	7	0.73	6	0.63	21	2.22	32	上水内郡	16	2.68	17	3.13	12	2.32	19	3.68
33	下水内郡	(非公表)								33	下水内郡	(非公表)							
長野県		541	0.48	530	0.48	706	0.64	1,378	1.26	長野県		1,668	2.71	1,689	2.79	1,881	3.19	2,678	4.54
全国在籍比 (%)		0.42		0.47		0.54		1.12		全国在籍比 (%)		2.83		3.01		3.25		4.31	

※調査名：長野県調査「平成29年度長期欠席児童生徒の状況報告書（年間）調査①」
 ※平成30年4月1日現在の市町村の区割りとする。
 ※市郡別数値は、組合立学校及び県立中学校、国立・私立を除く。
 ※長野県数値は、国立・私立を含む。

平成29年度 高等学校中途退学者の状況について (公立・私立高等学校)

心の支援課

1 中途退学者数及び中途退学率の年度別推移



年度		24	25	26	27	28	29
中途退学者数合計		549	1,066	698	710	617	592
前年度増減		▲49		▲368	12	▲93	▲25
中途退学率(%)	県	1.1	1.6	1.1	1.1	1.0	0.9
	全国	1.5	1.7	1.5	1.4	1.4	1.3

- (注) 1 調査名:文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
 2 平成24年度までは、公立学校全日制・定時制課程の数値
 3 平成25年度からは、公立、私立学校、全日制・定時制・通信制課程の数値
 4 平成29年度調査対象校:県内公私立・高等学校115校
 5 (中途退学率)=(中途退学者数)÷(年度当初の在籍者数)×100〔%〕

・高等学校中途退学者数は前年度に比べ25人減少
 ・中途退学率は0.9%(前年度比-0.1%)

2 中途退学の理由

退学理由	平成29年度		
	県		全国
	人数(人)	構成比(%)	構成比(%)
学業不振	18	3.0	7.6
学校生活・学業不適応	260	43.9	34.9
進路変更	156	26.4	34.7
病気、けが、死亡	27	4.6	4.3
経済的理由	12	2.0	1.8
家庭の事情	27	4.6	4.2
問題行動等	35	5.9	3.9
その他の理由	57	9.6	8.6
合計	592	100.0	100.0

・県全体の構成比では、「学校生活・学校不適応」が43.9%、次いで「進路変更」が26.4%となっている。

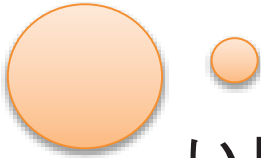
3 現状と取組の方向性

(1) 現状

- ・ 高等学校中途退学者数は前年度に比べ 25 人減少
- ・ 過去 5 年間の中では最少

(2) 取組の方向性

- ① 学校生活・学業不適應の早期発見と早期対応
 - ・ 入学前後、中高連携による生徒支援に関わる丁寧な情報の共有、引継ぎ
 - ・ 入学時のオリエンテーションなどを利用したスムーズな高校生活への移行
 - ・ 生徒たちの良好な人間関係づくりを支援する取組を推進
 - ・ 教職員と生徒の良好な人間関係や信頼関係づくりを推進（学校生活アンケート等の実施）
- ② 基礎学力の定着や学習意欲を高めるための授業改善及び学習支援の工夫
 - ・ 生徒の実態に合わせ、授業の方法や教材などを工夫した「わかる授業」の実践
 - ・ 学習の躓きや基礎的な学力に不安をもつ生徒への「学びなおし」講座や補習授業等の実施
 - ・ 高校生活の目的意識を高めるためのキャリア教育の推進
- ③ 不安や悩みを抱える生徒への相談支援体制の充実
 - ・ 教育相談コーディネーターの役割を明確化
 - ・ 「不登校への対応の手引き（改訂版）」を活用した職員研修の実施（未然防止、早期発見、早期支援）
 - ・ アンケートとショート面接を活用した相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の充実
- ④ 中途退学者の社会的な自立を見据えた支援の充実
 - ・ 学習や就業のための技術習得へ向けた各種学校との連携
 - ・ 就業支援に向けてハローワークなどの公共機関や民間支援団体との連携
 - ・ 「新たな進路のために（各種相談窓口の案内）」平成 30 年度版の活用



いじめの問題に関するQ & A

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以来、県教育委員会では学校現場におけるいじめ問題への対応について、各種通知や文部科学省作成資料等を用いて法の正しい理解と周知に努めてまいりました。

この度、学校訪問による聴き取りや、各分野の専門家による協議を経て、学校現場で迷いが生じかねない、いじめの問題への対応について、Q & A形式でお答えする形で研修資料を作成しました。

理想的には、そもそもいじめが起きないことを目標にした予防プログラム等を実施すべきです。しかし、子どもたちが学校において集団生活を送る以上、人間関係の摩擦は必ずあります。「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実に従って、教職員にはその時々に応じた適切な対処が求められます。

本研修資料は、ほんのささいな行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として成立した「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、「**いじめの認知件数 = SOSの認知件数**」として、「**いじめの深刻化を防ぐためにも、どんな小さな芽も見逃さない積極的な認知と対応に努めるべき**」という考え方をベースにしています。

本研修資料をもとに、「**今、ここで**」何ができるか、何をすべきか同僚と話し合ってみてください。本資料が校内研修で活用され、県内の全教職員が共通認識のもと、いじめの問題に取り組んでいくことを願っています。

項目

- Q 1 いじめはどの学校でも必ず起きるものでしょうか？
- Q 2 いじめの認知件数が多いことが、学校のマイナスイメージになるのではないのでしょうか？
- Q 3 どんなささいないじめでも、一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならないのでしょうか？ そんな事案まで大人が解決していたら、子どもたちのコミュニケーション能力や自己解決力が育たないのではないかと心配。
- Q 4 いじめの問題について、保護者の理解と協力を得るにはどのようにしたらいいのでしょうか？
- Q 5 「いじめの重大事態」の判断とその後の対応はどのようにすればいいのでしょうか？

【いじめの定義の理解不足から起こる認識のズレ】

Q1 いじめはどの学校でも必ず起きるものなのでしょうか？



A

いじめは「どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」とされています。

いじめ問題に関する誤解は、【いじめの定義】の理解不足から起こります。

いじめ問題に関する聴き取りでは、いくつかの学校から「うちの学校にはいじめがないんですよ」とお聞きしました。詳しくうかがうと「継続的にいじめが繰り返されたり、重い事案に発展したりすることがなかったので、いじめの認知件数は0として報告しました」とのことでした。

かつて、いじめの定義には「継続的に」「弱いものに対して一方的に」「深刻な」などの文言がありました。しかし、軽微ととらえがちな行為が積み重なって重大事態に至る事案が多いことへの反省から、現在はそれらの文言は削除され、法律上の定義では、たった1回限りでもいじめであり、「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある…」(「(国)いじめの防止等のための基本的な方針」29.3改定：文科省)としています。

また、国立教育政策研究所の調査では、「いじめは急増・急減するものではなく、常に起きているものと理解することができる」「約9割の児童生徒がいじめの被害も加害も経験している」とのデータもあります。(「いじめ追跡調査 2013-2015」28.6 国立教育政策研究所)

いじめ防止対策推進法

(第二条) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法の定義に基づいたいじめの具体例

(ごく初期段階のいじめの具体例)

- ・授業中に先生に指されたが答えられないAさんにBさんが「こんな問題も分からないの」と言った。Aさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。
- ・AさんはBさんから滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

(文科省HPより抜粋)

【いじめの認知に対する学校への社会的評価】

Q2 いじめの認知件数が多いことが、学校のマイナスイメージになるのではないのでしょうか？



A

もし、そのような現状があるならば、子どもたちや保護者、地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えていく必要があります。

子どもたちはもとより、保護者や地域に対して「私たちの学校にはいじめがありません」と言いたくなる気持ちもわかります。しかし、平成23年10月に起きた滋賀県大津市のいじめ自殺事案においては、いじめの存在が学校のマイナスイメージにつながるとの意識が学校にあったことは事実のようです。

同事案の調査報告書では「学校に対する社会的評価のために、いじめの認知に消極的になるということは、学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する」「いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべき」「社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである」との提言をしています。

「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」報告書（H25.1）より

「学校全体にいじめの存在が学校のマイナスイメージに繋がるとの意識があったように思える。本件中学校でも道徳教育推進のモデル校の指定を受け、いじめを無くすことを一番に掲げていた。

しかし、学校に対する社会的評価のために、いじめの認知に消極的になるということは、学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する。

この結果、いじめの初期に有効な対応が取れないままいじめが進行し、不登校、さらには本件のような自死といった重大な結果をもたらすことになることを覚えておくべきである。とすれば、学校はいじめの発見に努め、その解決に向けて努力をすることこそが学校の本来の姿であるはずである。

このように考えれば、いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべきで、そうした評価基準を設けて内外に周知させるとともに、社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである。」

（一部抜粋）

【いじめへの適切な対処】

Q3 どんなささいないじめでも、一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならぬのでしょうか？

そんな事案まで大人が解決していたら、子どもたちのコミュニケーション能力や自己解決力が育たないのではないかと心配。



いじめを認知したら、一人で抱え込まず、報告・連絡・相談。その上でケースに応じた適切な対処をしましょう。

「いじめを認知したからには、どんなささいなこと一つ一つ指導し、即座にやめさせなければならぬ」逆に「そんなことをしていたら、子どもたちが成長する機会を奪うのではないか」といった迷いが生じることがあります。

確かに、初期段階のいじめは子どもたちだけで解決できることも多々あり、それが子どもたち自身のコミュニケーション能力や自己解決力につながっていく可能性は否定できません。ですが、過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんのささいなことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることがあるのも現実です。

まず大切なことは、子どもたちのSOSを見逃さない教員の感性です。次に大切なことは、組織として適切な対処をする学校体制です。教員が一人で抱え込まず、周囲に報告・連絡・相談した上で、「見守る」「声をかける」「相談にのる」「その場でやめさせる」「保護者と連携する」「外部機関に相談する」など、ケースによって適切な対処に努めましょう。

また、被害児童生徒の支援はもちろん、加害とされる児童生徒に対する指導のあり方は大変重要です。本人の納得が得られないまま、「謝罪させる」「反省文を書かせる」などの一方的な指導をした結果、さらに事態が悪化する事案も見受けられます。「加害とされる児童生徒もSOSを発している」と捉え、その子の家庭環境や生育歴、学校生活で感じているストレスなど、その子がいじめに向かわざるを得ない背景を理解した上で、指導することが必要です。

【例】いじめへの対処に関するA小学校の体制

【Before】29年度は、いじめの認知件数を0として報告

- ① 毎月実施している学校生活に関するアンケートには、多数のいじめ事案が記載されていた。
- ② 全てを認知すると、膨大な件数になることから、設置者に報告することに迷いがあった。

【After】30年度は、認知した事案すべてを報告する

- ① 学校生活に関するアンケートのうち、いじめに関する記載については、全件生徒指導係→校長・教頭が内容を確認
 - ② ささいなもの、一回限りと考えられるものについては、担任が適切な指導をしたうえで、その旨をアンケートに付記して学年主任→生徒指導係→校長・教頭に提出
 - ③ 校長・教頭・生徒指導係の判断により深刻化が懸念されるいじめ事案については、「校内いじめ防止対策委員会」において対応方針を検討
- ※ 解消が図られた事案についても、3か月後に検証



【学校と保護者が協力していじめの問題を乗り越える】

Q4 いじめの問題について、保護者の理解と協力を得るにはどのようにしたらいいでしょうか？



A

日ごろからの信頼関係を築いておくことに尽きます。

いじめの問題は学校だけでは解決が困難なケースもあり、その場合は保護者の理解と協力が不可欠です。また、保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日ごろから保護者との信頼関係を築いておくことが欠かせません。

問題が起きたときだけの連絡や家庭訪問では、スムーズな協力関係には至りません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスと言えます。日ごろから子どもたちのよい面に目を向け、ささいなことであっても保護者と共有し、子どもたちの成長を共に喜び合う関係になっていることが大切です。

その上で、以下のポイントをもとに、学校としての対応を整理しておきましょう。

- 年度当初や学期の初めに、学校便りやPTAの会合等の場で「学校いじめ防止基本方針」を用い、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、理解を得ておく。
- いじめの問題が起きた場合は、事実を伝えるとともに、校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策推進法および各学校の基本方針に沿った対応を滞りなく行う。
- 保護者との関係がこじれて、協力関係の修復が困難になった場合や、深刻ないじめに発展することが懸念される場合は、躊躇なく設置者に相談し、必要に応じて専門家の助言を得る。

こんな対応はNG！

- ①保護者への連絡が遅れたり、滞ったりして対応が後手に回る。
- ②自分の憶測を交え、不確かな事実を伝える。説明が二転三転し、指導方針も一貫しない。
- ③根拠もなく「いじめではないから大丈夫ですよ」「相手も反省しているから心配ないです」などと伝える。
- ④「お子さんにも問題があるからいじめにあう」など、被害者が悪いかのような発言をする。
- ⑤児童生徒の人間性を否定したり、保護者の子育てに言及したりするような言い方をする。

【いじめの重大事態への積極的な対応】

Q5 「いじめの重大事態」の判断とその後の対応はどのようにすればいいのでしょうか？



A

重大事態の「疑い」の段階で躊躇なく設置者に報告・相談しましょう。学校及び設置者は法の仕組みを理解し、適切な対応をしましょう。

「いじめの重大事態（疑い）」が発生した際は、まず学校の設置者に報告・相談し、**設置者は調査の主体を判断**します。その際に、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合や学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合を除き、学校が調査の主体となります。つまり、すべての重大事態について、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門家チームによる第三者委員会を設置するわけではないのです。

各学校により、いじめを主管する組織の名称はさまざまですが、例えば「生徒指導委員会」などの組織に第三者を加えたチームが、重大事態の調査を実施し、被害児童生徒や保護者への情報提供等をしていきます。各学校では、重大事態（疑い）が発生した場合は、**学校だけで抱え込むことなく設置者に報告・相談し、積極的に法の仕組みを活用して重大事態に対応**しましょう。

法の仕組みを積極的に活用した例：A中学校

【事案の概要】

- ・中学校 2年生 女子
- ・友人から無視され、学校を数日間欠席（法第28条1項2号：不登校重大事態）

【学校の対応】

- ・保護者からいじめ被害の訴えがあり、関係生徒から聴き取り。事実確認を進める。
- ・欠席日数30日未満の段階であったが、欠席が継続していたことから、重大事態として教育委員会に相談・報告。

【教育委員会の対応】

- ・学校に担当職員を派遣し、重大事態として対応することを指導。
- ・調査主体を学校に置くことを決定。



【結果】

- ・A中学校生徒指導委員会にS S Wが加わり、調査委員会を構成、調査を実施。
- ・調査目的、内容、期間等を事前に該当生徒・保護者に説明。
- ・調査後は結果を関係者に報告。

欠席が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実にむけて

30年11月

心の支援課

1 小中学校児童生徒への支援の状況の推移（公立）

年度	長期 欠席者数	(a)	(b)	(c) = (b) / (a)
		うち 90 日 以上欠席者 数	(a) のうち、外部（中間教室、 民間施設、SC、SSW 等）から の支援があったもの	(a) における (b) の割合 (%)
H27	3,698	1,593	943	59.2
H28	3,909	1,798	1,133	63.0
H29	4,010	1,837	1,192	64.9

※学校からの働きかけ（家庭訪問や電話連絡）は除く。

【現状】欠席が年間 90 日以上の子童生徒が中間教室（教育支援センター）や民間施設、SC、SSW など学校・学校職員以外での支援を受けている割合は年々増加 ⇒ 支援の拡がり

【課題】依然として欠席が年間 90 日以上の子童生徒の 30%強が学校・学校職員以外での支援を受けていない現状がある。

□『教育機会確保法』（H29年2月施行）

- ▽児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮
- ▽登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指して、組織的・計画的な支援や民間団体との連携による支援の実施
- ▽SC、SSW、関係機関との連携による教育相談体制の充実

2 支援の充実に向けた県の取組

- (1) 学校では支援が受けづらい児童生徒に対し、県 SC を中間教室に派遣する等、児童生徒が支援を受けやすい場所での心理的サポートを実施
- (2) 県 SSW を教育事務所に加え、市に配置。地域支援関係機関と連携した、切れ目のないきめ細やかな支援へ（教育と福祉の連携）
- (3) 『不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針』（H30年3月 長野県教育委員会）に基づいた対応
 - 中間教室（教育支援センター）の機能強化
 - 中間教室からのアウトリーチを進め、地域における不登校児童生徒支援の中核的役割へ
 - フリースクールを運営する NPO 等民間団体との情報連携
 - 行動指針の周知、知事部局（次世代サポート課等）との連携

いじめを見逃さない長野県を目指して ～いじめ防止対策の推進～

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

いじめを防止するためには、まずは各学校において、いじめから子どもたちを守るという強い決意をもって正面から取り組む必要がある。

教職員一人一人が身近にいる子どもたちをしっかりと見守るとともに、各学校の基本方針に沿って、校長のリーダーシップのもと、組織的な取組を推進する。

公立小・中学校においては設置者である各市町村が中核となつて適切な対策を推進するとともに、**県は** 県立学校の支援および県民総ぐるみの総合的な取組を推進する。

II 現状と課題 (○成果 ●課題)

- 1 いじめの起きにくい学校づくり

 - 人権教育、情報モラル教育、特別支援教育、体験・交流活動など、さまざまな教育を実施している。
 - 発達障がい起因するいじめ、インターネット上のいじめ問題が発生している。
- 2 いじめを見逃さない教育相談体制

 - いじめを見逃さないために、認知の程度は格段に上昇している。
 - 学校ごとに認知のばらつきがある。
 - SOSの発信は周囲が思うほど簡単なことではない。また、発信しても受け止めてもらえない場合がある。
 - 学校外の居場所や家庭で相談を受ける体制が未整備。
- 3 いじめへの対応と重大事態への対応

 - 「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止対策のための組織」はすべての学校に設置済み。
 - 重大事態への適切な対応がなされず、解決に時間を要する場合があります。
 - 重大事態につながりかねない案件について、県が適切に把握し、対応する仕組みが不十分。

III 今後の方向 (「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」改定のポイント)

- 1 未然防止の取組 (II 現状と課題 1)

 - ① 学校の教育活動充実
 - ・ 予防的・開発的生徒指導や児童生徒の主体的活動の取組支援を推進。
 - ② 発達障がい起因するいじめの防止
 - ・ 教師が「様々な発達特性で構成される集団」をマネジメントする能力を身につけ、実践的に学ぶ体制を構築し、発達障がい起因するいじめの解消を目指す。
 - ③ ネットいじめへの対応
 - ・ 官民協働の研修会の開催や情報交換等を通じた実効性のある取組の推進。
- 2 早期発見の取組 (II 現状と課題 2)

 - ① いじめの積極的な認知
 - ・ 「いじめの定義」の理解促進。
 - ・ いじめ認知件数0の学校の減少。
 - ② 相談しやすい体制の充実
 - ・ 子どもたちがSOSを発信しやすい環境を整備する。
 - ・ 既存の相談窓口に加え、より相談しやすい窓口の設置。
 - ・ 学校外の居場所や家庭での相談を受ける体制整備の検討。
- 3 適切な対応や「重大事態」への対応 (II 現状と課題 3)

 - ① いじめ解決のための適切な対応
 - ・ 県・市町村教育委員会による、より主体的な学校への支援促進。
 - ② 重大事態への適切な対応と再発防止
 - ・ 「重大事態の疑い」の段階で躊躇することなく調査を開始する。
 - ・ 「再発防止の知見」を共有し、県全体で同じ過ちを繰り返さないよう徹底。

IV 今後の取組 (主な施策)

- 1 未然防止の取組

 - ① 学校の教育活動充実のための支援
 - ・ 道徳の特別教科化の趣旨を踏まえた、いじめ防止教育の徹底。
 - ・ 「いじめ防止子どもサミットMAGANO」 「高校生ICTカンファレンス長野大会」の開催。
 - ② 発達障がい起因するいじめの防止
 - ・ 「長野県特別支援教育推進計画」に沿った、多様性を包み込む学校づくりの推進。
 - ・ 「信州子どもサポート(仮称)」による、包括的支援体制の構築。
 - ③ ネットいじめの防止
 - ・ 「青少年インターネット適正利用推進協議会」や関係団体との連携によるネット対策の取組を推進。
- 2 早期発見の取組

 - ① いじめの積極的な認知
 - ・ 新たな研修資料の作成と教職員研修における周知徹底。
 - ・ いじめの認知件数が0の学校に対する状況の聞き取り。
 - ② 相談しやすい体制の充実
 - ・ 「スクールカウンセラー事業」の拡充による予防的支援および学校外で相談を受ける体制の検討。
 - ・ 「SOSの出し方に関する教育」の推進。
 - ・ 「SOSを受け取る感度」を磨く「アセス(学校環境適応尺度)」研修の実施。
 - ・ 「子ども支援センター」「学校生活相談センター」「チャイルドライン」による相談支援に加え、SNS(LINE等)の活用により、「相談したい気持ち」に応える体制の本格実施。
- 3 適切な対応や「重大事態」への対応

 - ① いじめの解決のための適切な対応
 - ・ いじめ事案の報告を受け、事例を検証・分析し、知見をすべての関係者が共有する仕組づくり。
 - ・ 市町村教育委員会や「いじめ・不登校地域支援チーム」による学校の対応への助言。
 - ② 重大事態への適切な対応と再発防止
 - ・ 「学校支援チーム」の委員を重大事態の調査に派遣。
 - ・ 「子ども支援委員会」による重大事態の再調査の実施。

「長野県いじめ問題対策連絡協議会」で関係機関及び団体の連携を図る

社会全体で連携していじめに対応するためのポイント

1 学校の教育活動を補完する未然防止の取組推進

- 家庭や地域で子どもたちが安心して生活できる環境づくり
 - ・日常的な家庭教育の充実
 - ・健全育成の取組
- 学校と連携したいじめ防止等の取組
 - ・弁護士によるいじめ防止授業
 - ・民間団体による暴力・いじめ防止のワークショップ
 - ・インターネット出前講座 など

2 あらゆるチャネルを使ったいじめの早期発見

- 地域における、いじめを見逃さない相談体制の機能充実
 - ・学校に相談しづらい子どもたちも相談できる、公的相談窓口や民間団体等、複数の相談窓口の設置と周知促進
 - ・校外の居場所や家庭でもカウンセリングを受けられる体制の検討整備
- 学校との日常的な情報共有
- SOSの出し方に関する教育等への協力

3 地域における連携支援体制の構築

- 学校や教育委員会（いじめ担当課）だけでは解決困難な事案への関係課、関係機関、関係団体による協力体制づくり
- 教育委員会、福祉部局、保健部局が連携し、学校からの情報のみならず、子育てや発達、家庭の悩み事などの情報を共有し、専門スタッフが学校と連携して相談・支援にあたる体制の充実

例) 茅野市子ども・家庭総合支援拠点「育ち あい ちの」

